疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する小児慢性 特定疾病医療費助成の在り方に係る検討結果について

> 令 和 4 年 1 月 社会保障審議会児童部会 小児慢性特定疾患児への支援の在り方に関する専門委員会

1. はじめに

〇 本委員会は、疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する小児慢性特定 疾病医療費助成の在り方について、令和4年1月に持ち回り開催による検討を行い、そ の結果を取りまとめた。

2. 検討の内容

- 〇 児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第19条の2第1項に基づく医療費助成の対象となる小児慢性特定疾病及び疾病の状態の程度は、本委員会における検討結果を踏まえ、「児童福祉法第六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第二項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度(平成26年厚生労働省告示第475号。以下「告示」という。)」に規定されている。
- 近年の医学の進歩により、症状が顕在化する前に投与することで治療効果が期待される薬剤が保険収載されているが、一部の小児慢性特定疾病では、医療費助成の対象となる疾病の状態の程度として、何らかの症状が存在することが要件とされているものがあり、こうした薬剤の投与が医療費助成の対象となるか必ずしも明らかではないとの指摘がある。
- このような薬剤の保険収載の状況に鑑み、症状が顕在化していない場合であっても、 一定の場合には、必要な治療を医療費助成の対象とするため、告示の見直しについて検 討した。

3. 検討の結果

○ 検討の結果、告示の疾患群ごとに設けられた疾病の状態の程度の備考に、「疾病の状態の程度に定める症状を呈していない者に対する治療(保険診療として行われるものに限る。)を行う場合であって、当該治療が当該症状を呈すると予測される者に対して行

う治療として保険適用されている場合は、疾病の状態の程度を満たすものとする。」と 規定する。